

1997年8月10日 No.32

全国一般労働組合全国協議会

編集発行人 遠藤一郎

東京都港区新橋3-21-7 松本ビル

TEL 03-3434-1236

FAX 03-3433-0334

全国一般全国協

第7回定期大会を成功させ、中小労働運動の大きな飛躍を勝ち取る

全国一般労働組合全国協議会中央執行委員会

昨年第六回大会において、私たちは連帯春闘を同年の闘いとして組織し、未組織労働者の組織化に全力を挙げること、すべての争議に勝利する事を確認した。組織拡大を通じて真に中小労働運動の全国センターとしての確立を目指した。第六期の闘いの成果は大きく次の点にあった。

第一に全国の仲間が争議組織化に何らかの形で具体的に連携したことである。森住丸善・ジオスの解雇撤回闘争は全国各地で仲間が支援して闘った。ラジオメーター労働の支援には東京、大阪、福岡の緊密な連携を必要とした。また東海インターナショナルユニオン、くまもとゼネラルユニオン、山口ユニオンの結成には東京・関西・名古屋、九州ブロックが精力的に支えて成功した。

第二は労働法改悪反対の闘いを有期雇用労働者の権利確立の闘いとして押し進めることができたことである。反面闘いの前進は本部体制のより確固とした確立が急がれることになった。またこの一年は政府財界

が押し進める「規制緩和」が急ピッチで労働者の生活と権利を破壊してきていることである。消費税の5%へのアップはもとより、福祉切り捨てが進んだ。特に労働分野の規制緩和は、女子保護規定の廃止が決定され、労働基準法の全面的改悪が来年度には強行されようとしている。

沖縄の人々の米軍基地撤去の願いにたいして、橋本内閣と国会は米軍基地特措法改悪を圧倒的賛成多数で押しつぶした。今政府は安保見直し、ガイドライン見直しを進め自衛隊をアジア・世界規模の攻撃的軍隊に変身させる準備に余念がない。

我々は第七回大会を成功させ、次のような闘いの準備をしよう。

第一に中小労働者の生活を守る闘いである。争議に確実に勝利し、職場、地域の要求をまとめ大幅賃上げ、時間短縮、権利の拡大を実現する。そして未組織労働者の組織化のために全力をあげる。

第二には労働分野の規制

第7回定期全国大会

▽議題 96年度総括
会計報告

97年度運動方針(案)

予算(案)

その他

▽日時 97年8月31日(日)

午後1時半開場

9月1日(月) 正午

▽場所 WCLヴェルデの森

(箱根小涌園)

緩和攻撃と闘うことである。労働法改悪を許してはならない。未組織労働者は現状でさえ労働法を守られていない。

労働法改悪は直ちに労働者のない労働者に襲いかかってくるであろう。労働があっても特に中小労働者にはますます厳しい状況を強いてくる。

第三に大資本を支えるために中小企業を崩壊させ、福祉切り捨て、他方安保を再定義してアジアへの脅威を拡大する政府の施策に対して、反戦平和、社会課題

を労働者の闘いとして強化することである。第四に我々全国協組織を強化することである。私達はこうした課題を全国で闘う単産、単組と幅の広い共闘を作り出しながら着実に実現することである。アジア・世界の労働者と連帯して闘うことである。そして全協の強化に積極的な役割をも果たして行く。

第七回大会は新しく加盟した仲間も参加する。仲間の期待を更に大きく膨らますことのできる大会としたい。

労働基準法改悪を許すな！ 大阪、愛知、東京で集会

大阪発 6/20 中之島公会堂で労働法の規制緩和に反対する集会、三千名結集！



愛知発 6/28 愛知全労協主催で労働法改悪反対集会を四〇名で開催！

六月二十八日、愛知全労協主催のもと、「労働法制改悪・規制緩和を考える学習集会」が行われた。集会には、愛知全労協に結集する各組合より約三十数名の労働者が参加した。集会では、市川愛知全労協議長の挨拶に続き、東京地評オルグの平賀健一郎氏の講演が行われた。

講演では、①労働法制の改悪が労働者保護制度の根本的解体をめざすものであり、労働者の労働条件の悪化と低賃金を強要するもの。②これに対する反撃の闘いは、単なる反対のみならず、「解雇制限法」の制定

東京発 7/17 「期限切れ」でクビはごめんだ！討論集会を開催！一〇四名の仲間が参加

七月二日、労働省は、労働基準法全面見直しを審議する中央労働基準審議会へ「労基法改正試案」を提示した。労働契約期間の上限延長（現行一年を研究開発やプロジェクトに限り五年

要求など資本の攻撃に対する法的規制の闘いの準備や、それを実現していくために、連合や全労連なども連携している闘いの構築が重要であることが話された。質疑応答の後、各労組からの発言、および六月二十日に結成された全国一般東海インターナショナルユニオンの連帯要請が行われた。我々は今後とも愛知全労協の仲間とともに、また闘う全ての人々とともに労働法制改悪、粉砕の闘いを前進させていかなければならない。

コミニティユニオン、弁護士、研究者とともに呼びかけで、五月三十日に結成されたばかりの「有期雇用労働者権利ネットワーク」主催で、七月十七日夜、「期限切れ」でクビはごめんだ！討論集会「労働契約期間の上限延長で労働者の権利はどうなる」を総評会館で開催した。集会では、有期ネットワーク共同代表の宮里邦雄さん（日本労働弁護団副会長）が有期雇用労働者の実態と労働契約期間の上限延長による問題点を中心に問題提起し、有期ネットワーク高須事務局長より取り組みの経過と今後の闘いの提起があった。続いて、参加している有期雇用労働者を中心会場からの発言討論を行い、有期ネットワーク代表の西沢憲一さん（予備校労働者ネットワーク）がまとめを行った。

労働契約期間の上限延長の最大の問題は、現在「期間の定めのない契約」で雇用されている「正社員」を「有期労働契約」へ切り替えたたり、「有期契約社員」へ置き換えていくことを制度的に促進する突破口となる点である。東京外語争議を見れば、「有期雇用労働者」の解雇と組合つぶしがいかに容易であるかは一目瞭然である。「契約満了」という名の解雇によって、有期雇用労働者の権利主張は封殺される。だからこそ、より有期雇用労働者を拡大させる労働契約期間の延長には反対だ。しかし、労働省は、この秋にも法案要綱を作成し、来年早々の通常国会へ提案することを予定している。労働基準法改悪阻止の闘いを職場から地域から取り組みたい。

今秋反戦平和闘争に立ち上がる！安保定義「ガイドライン見直しに反対しよう！」

昨年十月の安保再定義では、「日本一極東有事の為の安保」から「アジア太平洋一中近東有事の為の安

保」、即ち新安保体制への転換を行った。今秋の日米防衛協力の為の指針「ガイドライン見直し」でも、「日

本の平時・有事の軍事協力」と並んで「周辺有事の軍事協力」を掲げている。「周辺有事」とは、主要には朝鮮戦争を指しているが、新安保体制下ではアジア太平洋—中近東も対象にしている。そして、日本の役割は「輸送・補給・通信等の後方支援」、「経済封鎖に伴う船の臨検」、「領海・公海内の機雷の除去」、「米軍による自衛隊施設、民間空港・港湾の使用」、「非戦闘員の退避活動」などである。これは、直接的戦闘行為であ

宮城・王城寺原演習場への米軍移転を許すな！

宮城合同労組

て日米同盟軍による侵略戦争の遂行、共同軍事作戦である。相手国にとっては、日本も戦争相手そのものであり、実質的な改憲である。カンボジアでは、邦人救出を名目にし、法律を無視して自衛隊機を派遣した。この様な暴挙を許してはならない。アジアの民衆と連帯し、日米安保の再定義、今秋ガイドライン見直しに反対しよう。安保—沖縄闘争を継続し、キャンプシュワブ沖の海上ヘリポート建設に反対しよう。

今年のILO総会は「慰安婦」問題を取り上げるかどうかで、俄にクローズアップされ、私は企業責任追及裁判全国ネットを代表し、多くの労組の賛同を得て参加してきました。そして、韓国労総と民主労総との緊密な調整を軸にロビー活動を進めました。総会は、六月四日から十九日まででしたが、最初の四日と五日は「慰安婦」問題に議論が

王城寺原は、旧陸軍演習場を戦後の食料増産という国策にのっとり多数の住民を募集して開拓した場所である。しかしその直後米軍に再接収され、朝鮮戦争前後に熾烈な反基地闘争が闘われた。その結果米軍は撤収して多くの土地が農民のものとなり、同時に自衛隊の演習場として使用されてきた。

その王城寺原にこの十一月、沖縄の米軍海兵隊の実弾砲撃訓練が移転されようとしている。この演習移転に対しては、地元住民はいまだ反対の意志は変えていない。防衛施設庁の「国策だから地元の意向はどうあ

集中しました。実は専門家委員会の報告は五百項目におよび、この中から二十七日目だけを議論し、勧告を採択するのです。専門家委

寄稿 ILO総会「慰安婦」で激論 全造船関東地協 持橋多聞

審議リストに入れば日本の政労使は窮地におちいります。そこで連合は様々な裏工作を行ってリストから外す事に成功したのですが、

逆これが各国の反発を招き大激論になったのです。最終的には一年間見守るという事になり、闘いはこの

ろうとも実施する」という脅しに自治体が屈した形になっている。

しかし、反対運動はまさにこれからだ。現地王城寺原とそれをとりまく町村のさまざまな団体による「米軍を迎え撃つ」大看板の準備が始まっている。また、昨年の「沖縄発全国キャラバン・沖縄百万人署名」の運動を契機として、現地住民と沖縄との活発な交流も始まっている。

こうした動きと連帯しながら、宮城合同労組も宮城全労協の一翼として闘いを強化している。

寄稿

強制使用阻止！基地のたらい回し 侵略戦争の準備を許すな！

沖繩反戦地主会 照屋秀伝

私たちは特措法改悪に屈することなく、軍事基地に供する土地の強奪に反対し、基地の全面撤去を求めて闘い続けています。反戦地主の闘いは違憲共闘会議を始め、全国に広がる一坪反戦地主会、市民運動、労働組合等々の支援によって、日米両政府を追いつめるまでに高まっています。だがしかし、日米両政府は、正当な手続きでは手も足も出ない恐れを知るにいたり、恥も外聞もなく、特措法を改悪したが、それでも飽きたらず、「地方分権推進委員会」の場で地主、自治体の基本的権利を圧殺して、国が思うままに、土地を取り上げることができるようになる策略を着々と進めています。また、それに輪をかけてるように今秋決定されようとするガイドラインをてこに有事立法・改憲によつて、自衛隊が米軍と共同で朝鮮半島に有事を挑発しつつ、侵略戦争を準備するまでにいたっています。これは、沖縄だけの問題ではなく、日本全土が戦争の危機的状况にあることを訴えます。私たちは、県収用委員会による公開審理に幻想を抱くものではないが、現実の問題として、この公開審理を日米政府の戦争政策の実態を暴く場として闘い続けたいと知恵を集めています。欺瞞的沖縄基地の整理縮小は絶対に許さない。ヘリポートの名護市施設、砲撃演習の全国分散を許さず、沖縄—ヤマトを貫き、アジア人民と連帯し、強制使用阻止、ガイドライン阻止、安保粉砕のためにともに闘う時がきています。ともに立ち上がろう。

各地で新組合結成!

東海インターナショナルユニオン結成

六月二十日の私たちユニオンの結成大会に、風雨厳しきなか多数参加していただき、おかげさまで成功のうちに出発することができました。台風報道の余波で、相談電話が十分紹介されませんでした。テレビ各社も取材し報道してくれました。また、大阪のゼネラルユニオンや全国一般東京南部の仲間も泊まり込みでついていただき、組合員一同たいへん感謝しております。いま誕生したばかりのユニオンなので、相互支援や

共闘などのおつきあいができる段階でなく、恐縮ですが、組合員の確定・組合員の拡大(当面、外国人のみを対象)要求の組織化などに専念したいと考えています。

一方、組合員の多数を占めるECC外語学院の会社宛には、六月二十八日、結成通告と、労働基準法遵守、労組の権利などの要求を提出しました。ここを突破口に闘いを拡大していく所存であります。

くまもとゼネラルユニオン結成

全国一般全国協くまもとゼネラルユニオンは、七月十一日に結成されました。熊本県立熊本県立大学に勤務する非日本人の非常勤特別職の教育労働者を十名で組織した組合です。委員長は、シンシア・ワージントンさんです。組合が結成された最大の理由は、ほとんど全員が一年有期の不安定な雇用形態にあることです。

組合結成以前から契約を反復更新してきた労働者たちは、この国籍の違いを根拠とした差別的雇用形態をなくすように大学当局に申し入れてきました。今回組合を結成しての最大の要求項目もこの点であり、有期雇用の撤廃と常雇用化を求めています。身分的には公務員ですが、特別職という性格上、労働組合法、労働基

準法の適用がすべてありません。しかし、一般職の公務員比べ、退職手当の制度もなく、一時金も報酬に含まれているとされるなど、労働条件における差別は大きい。この是正も求めていきます。そして何よりも英語を教える教育の中心に携わりながら、カリキュラムの作成も含めて大学の英語教育の制度、方法について決めていく権限がなにも与えられていないことにみんなが大きな疑問を感じています。今後熊本県、大学当局とのあいだで団体交渉を開催し、改善を求めていくつもりです。

「会社とデニスとは、九四年以来雇用契約が継続していることを確認する」を主文とし、当面「研究活動を業務とし、労働ビザ取得を取得する」など、解決金を含め会社の責任を明確し

「会社とデニスとは、九四年以来雇用契約が継続していることを確認する」を主文とし、当面「研究活動を業務とし、労働ビザ取得を取得する」など、解決金を含め会社の責任を明確し

ジオス争議勝利報告 「これからもがんばるぞ!」

ゼネラルユニオン・ジオス支部結成への報復として、昨年六月にデニス委員長が解雇されたジオス争議は、六月十七日大阪地労委での和解により、有期雇止め撤回など、完全勝利で解決をみました。

「会社とデニスとは、九四年以来雇用契約が継続していることを確認する」を主文とし、当面「研究活動を業務とし、労働ビザ取得を取得する」など、解決金を含め会社の責任を明確し

た協定となっています。地裁や労基署提訴、スト・ハンスト、株主である第一勧銀への抗議、大阪・東京総行動、仙台・横浜・徳島・九州などの連鎖行動、はてはジオスのイギリス校での行動など、この一年闘いの連続でした。この勝利は外国人組合員たちの奮闘の結果であり、また、全労協全国一般・ユニオンネットワークなど、各地の皆さまの支援のためものであり、ここに改めて感謝を表明するものであります。

のであります。すでに果敢な争議で会社を追い詰めていたところに、大阪地裁の仮処分がトドメをさしました。争議の過程で、ジオスに初めて年休制度ができた、東京・ジオス労組がスタートするなど、数多くの成果を勝ち取って来ました。さらに労働条件や権利の改善をすすめなければなりません。今後ともデニス委員長を先頭に、一層の奮闘をする決意であります。従前にかかわらず、あたたかい連帯をよろしくお願い申し上げます。

「あきらめて帰国したら」などと言われた。日本の行政が外国人労働者の訴えに耳を貸そうとしない中で、彼は、不当解雇と闘うジオ

に常勤講師として勤務していながら、法務省令に定められた最低賃金を支払われず、また、契約半ばで一方的に非常勤に格下げされた。生活の糧を失った彼は、自宅で英会話教室を開きながら、外国人一〇番や労働基準監督署、入管事務所等に相談に行ったが、逆に「あきらめて帰国したら」などと言われた。日本の行政が外国人労働者の訴えに耳を貸そうとしない中で、彼は、不当解雇と闘うジオ

LTUS (ロータス)地裁が 団交を勧告、実質勝訴の 和解成立!

七月三日、仙台地裁は、LTUS (ロータス、宮城合同労組仙台外国語講師組合支部) ボイド委員長の未払い賃金請求に対して、ほぼ満額の支払いを学校側に勧告、学校もこれを受けて和解が成立した。闘いは組合結成から八ヶ月にして、団交を実現し要求の全てを勝ち取るなど、外国人講師の労働条件改善に大きな前進となった。

ボイド委員長は二年前、仙台イングリッシュセンター

に常勤講師として勤務していながら、法務省令に定められた最低賃金を支払われず、また、契約半ばで一方的に非常勤に格下げされた。生活の糧を失った彼は、自宅で英会話教室を開きながら、外国人一〇番や労働基準監督署、入管事務所等に相談に行ったが、逆に「あきらめて帰国したら」などと言われた。日本の行政が外国人労働者の訴えに耳を貸そうとしない中で、彼は、不当解雇と闘うジオ

大阪や関東の闘う外国人語学講師の連帯と地域の仲間をあたたかい支援に感謝して、闘いの報告とします。